

## 越谷市自治基本条例

第一部会

第一部会 審議委員

平成20年6月作成

- (1) 前文（基本理念）の意義
  - (イ) 条例制定の由来や背景、自治（まちづくり）の方向性や基本原理、制定者のおもいなどをのべるものであります。
  - (2) 主な論点と参考になる条例
    - (ロ) まちの歴史、文化、環境や自治の取組み。
    - (ハ) それを支え発展させる新たな自治のかたちや、まちのあるべき姿。
  - (ニ) その実現には、市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が大切であること。
  - (ホ) 自治基本条例を制定する意義や決意。
- (3) 越谷市らしさを表現する。
  - (ト) 市民が自ら考え、自らが決め、自らが責任をもって実行するべき表現。
  - (チ) 市民による協働、共創、共助のまちづくり。
  - (リ) 越谷市をどんなまちにしたいか！
  - (ヌ) その他